

● 本籍地以外の市町村で戸籍資料が取得できる改正戸籍法が成立

戸籍データを法務省のシステムでつなぐ改正戸籍法が5月24日の参院本会議で可決され、成立した。戸籍の原本は市区町村がそれぞれ管理し、個人情報を含むため、現在は自治体間や年金事務所などとの間で戸籍情報の共有ができず、これまでは、本籍地から離れて住んでいる場合には、自ら出向いたり郵送したりして請求する必要があり、その取得に多大のコストを要していた。今回の改正により、ようやく、パスポートの取得などに必要な戸籍謄本や抄本が、本籍地以外の市区町村でも取得できるようになる。ただ、新システムの運用開始には、5年ほどの期間を要し、法務省では2024年になる予定だとしている。本籍地以外の自治体で戸籍の謄本や抄本を請求する場合は、運転免許証やマイナンバーカードで本人確認が必要になる。本籍地以外の自治体で婚姻などを届け出るときにも、届け出を受けた自治体が法務省のシステムから審査に必要な情報を取得できるようになるため、戸籍データを添える必要がなくなる。